

大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークへの誘客を促進し、自然環境等に触れ合う機会の創出を通じて、地域の活性化を図るため、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業実施要領(令和2年6月3日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、佐伯市、竹田市、豊後大野市の各市長及び大学等の研究機関(以下「事業実施主体」という。)が事業を実施するのに要する経費並びに各種団体(以下「事業実施主体」という。)が事業を実施するのに要する経費に対し、佐伯市、竹田市、豊後大野市が補助する場合における当該補助に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率は別表1及び2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 積算の算定根拠が確認できる設計書又は見積書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切

の変更がない場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

なお、事故が発生した場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を知事に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであつてはならないこと。

(6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従つてその効率的運用を図ること。

(8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(13) 各市長は、規則第2条第6項に規定する間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号まで及び第14号の条件を付すこと。この場合、

「知事」を「市長」に、「県」を「市」に読み替えるものとする。

(14) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更以外の変更

ロ 補助対象経費の30パーセント以内の増減

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 事業実施主体が別表1の補助対象事業のうち、施設整備事業に着手し、又は完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を各市長及び大学等の研究機関は知事に、間接補助事業者は各市長に提出しなければならない。なお、施設整備事業以外の場合でも、知事は必要に応じ、事業実施主体に対し、遂行状況の報告を求めることができる。

(1) 着手した時

イ 補助事業着手届（第9号様式）

ロ 契約書又は見積書の写し

(2) 完了した時

イ 補助事業完了届（第9号様式）

ロ 完了確認検査調書（各市長及び大学等の研究機関は、事業が完了したときは速やかに完了確認検査を行い、完了確認検査調書を作成しなければならない。各市長は、間接補助事業者から補助事業完了届を受理したときは、速やかに完了確認検査を行い、完了確認検査調書を作成しなければならない。）

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第11号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第12号様式）
- (2) 収支精算書（第13号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し（状況報告で提出している場合を除く。）
- (4) 完成写真等
- (5) 検査調書の写し（状況報告で提出している場合を除く。）
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 間接補助事業の場合、間接補助事業者が各市長に対して行う実績報告に関する書類の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第14号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年度の予算に係る大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
大分県の祖母・傾・大崩 ユネスコエコパーク内 における自然環境等との触 れ合いを提供するための 受入環境整備及び大学等 の研究機関が実施する調 査研究で、次のいずれか に該当する取り組み (1) 生物多様性の保全 につながるもの (2) ESD (持続可能 な開発のための教育) の推進につながるもの (3) エコツーリズムの 推進につながるもの (4) 地域資源の活用と 地域の持続的な発展に 関する調査研究	佐伯市 竹田市 豊後大野市	事業実施主体が事業 を実施するのに要す る経費（詳細別表2 で人件費などの事務 的・管理的な経費、 市職員の旅費及び用 地取得費等を除 く。）	1 / 2 以内の額 （千円未満の端 数は切り捨て） ただし、1 施設 （箇所）につき 1,000 千円を限 度とする。
	大学等の研究 機関	事業実施主体が事業 を実施するのに要す る経費（詳細別表2 で人件費などの事務 的・管理的な経費及 び用地取得費等を除 く。）	1 / 2 以内の額 （千円未満の端 数は切り捨て） ただし、1 施設 （箇所）につき 500 千円を限度 とする。
	各種団体	事業実施主体が事業 を実施するのに要す る経費（詳細別表2 で人件費などの事務 的・管理的な経費及 び用地取得費等を除 く。）に対して、各 市が補助する場合に おける当該補助に要 する経費	1 / 2 以内の額 （千円未満の端 数は切り捨て） ただし、県費補 助額は1 団体に つき 500 千円を 限度とする。

別表 2

「補助対象経費」詳細

項 目	補助対象経費の内訳
旅費・報償費	事業実施に必要な旅費、講師、ガイド等への報償費 ※市職員の旅費は除く
消耗品費・ 資材購入費	看板等の作成経費や原材料及び副資材の購入に要する経費 ※消耗品費とは単体で取得価格が10万円未満のもの
印刷製本費	教材や資料等を印刷製本するための経費
修繕料	施設、設備、備品等の修繕に要する経費
役務費	事業実施に必要な点検、検査、損害保険加入、通信運搬、各種手数料、修景伐採等で役務の対価として支払う経費
委託料	設計、調査、測量等委託や看板等の設置委託費、修景伐採等の委託、自然体験プログラムの開発や実施、ツアー、調査研究にかかる旅行手配や教材作成、ウェブサイト作成、報告会開催等の委託に要する経費
使用料及び 賃借料	事業実施に必要な土地の借り上げ料、施設等の使用料、備品、機器リースに要する経費
備品購入費	取得価格が10万円以上の備品の購入に要する経費
工事請負費	施設、設備等の新設、改修等工事費

第1号様式(第3条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年度において、下記のとおり大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 積算の算定根拠が確認できる設計書又は見積書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	
事業実施主体 (代表者、連絡先、 団体の概要等も 記載(市を除く))	
事業箇所	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容	
事業の効果	

※祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内であることがわかるように必要に応じて図面等を添付すること。

2 事業に要する経費

(単位:円)

補助対象経費	経費の内訳

第3号様式（第3条関係）

収支予算書

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	備考
合計		

2 支出

（単位：円）

項目	予算額	備考
合計		

※備考欄には積算の根拠を記載し、必要に応じ設計書又は見積書等を添付すること。

※支出の項目欄には別表2の項目を記載すること。

第4号様式(第4条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(注) 以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式(第4条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業
中止(廃止)承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので承認されるよう、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(又は廃止の期日)
- 3 中止(廃止)後の措置

第6号様式(第4条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業事故報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業について、下記の事故が発生したので、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第7号様式（第4条関係）

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費
補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・
傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額
が確定したので、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金
交付要綱第4条第1項第11号の規定により報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |
- （1）別紙を添付すること。
（2）その他参考となる書類
消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係わるもの）を添付すること。

別 紙

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費
補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式(第5条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

㊟

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件 | | |

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

なお、事故が発生した場合は、速やかに補助事業事故報告書（第6号様式）を知事に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであつてはならないこと。

(6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従つてその効率的運用を図ること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則(以下「規則」という。)、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (13) 各市長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号まで及び第14号の条件を付すこと。この場合、「知事」を「市長」に、「県」を「市」に読み替えるものとする。
- (14) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更以外の変更
 - ロ 補助対象経費の30パーセント以内の増減
- ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (備考) 要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第4号様式)に基づき、変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第9号様式(第7条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業着手(完了)届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・
傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業について、 年 月 日に着手
(完了)したので、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補
助金交付要綱第7条の規定により届けます。

第10号様式(第9条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費
補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・
傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金 円を精算払（概
算払）の方法により交付されるよう、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境
整備支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日
円	円	円	円	

補助金振込口座

振込先銀行名（支店）

フリガナ

口座名義、口座種別、口座番号

第11号様式(第10条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業実績報告書

第 年 月 日
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業の完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書(第12号様式)
- (2) 収支精算書(第13号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し(状況報告で提出している場合を除く。)
- (4) 完成写真等
- (5) 検査調書の写し(状況報告で提出している場合を除く。)
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 間接補助事業の場合、間接補助事業者が各市長に対して行う実績報告に関する書類の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

第12号様式(第10条関係)

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	
事業実施主体 (代表者、連絡先、 団体の概要等も 記載(3市を除く))	
事業箇所	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容	
事業の効果	

※祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内であることがわかるように必要に応じて図面等を添付すること。

2 事業に要した経費

(単位：円)

補助対象経費	経費の内訳

第13号様式（第10条関係）

収支精算書

1 収入 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
合計				

2 支出 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
合計				

※支出の項目欄には別表2の項目を記載すること。

第14号様式(第11条関係)

年度大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金の
額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

㊟

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県祖母・傾・大崩
ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け
第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、
補助金の額を 円に変更交付決定し、金 円に確定したので、
大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第11
条の規定により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。

※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。(要綱第4条の規程を転記)